

一般競争入札の実施について

田布施町立小学校における水泳指導等業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び田布施町財務規則（平成12年田布施町規則第20号。以下「規則」という。）第90条の規定に基づき公告する。

令和8年1月30日

田布施町長 東 浩二

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 田布施町立小学校水泳指導等業務委託
- (2) 履行場所 田布施スポーツセンターB&G屋内プール
- (3) 業務内容 別紙「田布施町立小学校水泳指導等業務委託 仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和10年10月31日
- (5) 予定価格及び入札書比較価格 非公表

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

要件を満たさない者の入札は無効とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (3) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 田布施町内 県税及び町税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料
 - イ アを除く山口県内 県税
- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 1年以上の児童向けスクールの水泳指導実績及び指導者を有していること。
- (8) 本町及び他自治体等の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送又は持参にて提出すること。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留にて、下記の提出期限までに指定場所へ郵送すること。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
 - ウ 登記事項全部証明書
 - エ 次に掲げる、入札参加者の所在地区別納税等証明書

所在地区分		税区分		納税等証明書
		税目	法人	
	町外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税 及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）
	町外 (県内)	山口県税	法人事業税、個人事業税	山口県税に未納がない証明
	町内	田布施町税	法人町民税、町県民税、 固定資産税、軽自動車税	田布施町税に滞納がない証明

オ 参加資格に係る申立書（様式第3号）

カ 2の（7）に関する資料

※本町の競争入札参加資格者名簿の登録者については、イ～エの提出書類は提出しなくてよい。

また、ウ及びエは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

（2）提出期限

令和8年2月18日（水）16時必着

（3）提出先（宛先）

15 事務局

（4）提出部数

1部

（5）提出方法

上記（1）の入札参加資格確認申請書等を封入する封筒には、表面に業務名及び入札参加資格確認申請書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。

4 入札の辞退等

郵送等により提出した3（1）の入札参加資格確認申請書等は、締切日前であれば引き換えを認める。また、入札を辞退する場合は、入札前までに田布施町教育委員会学校教育課に入札辞退届を事前に提出しなければならない。

5 入札説明会は実施しない。

6 入札の方法

（1）入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者、免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書（様式第4号）に記載し、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「田布施町立小学校水泳指導等業務委託入札書」と朱書きして、入札会場に持参すること。郵送は認めない。

再度入札用の入札書を2部準備しておくこと。再度入札用の入札書については、金額未記載の状態で準備しておいて差し支えない。また、封筒への封入は不要とする。

（2）会社代表者以外の者が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

（3）日時：令和8年2月20日（金）13時30分

（4）場所：田布施町役場 3階 多目的ホール

（5）応札が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

（6）入札開始までに入札の辞退等により入札参加者が1者の場合には、初度の入札は実施するが、再度の入札は執行しない。

（7）開札の結果、予定価格以下の入札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。

（8）入札執行の回数は、初度の入札、再度入札を合わせて3回までとする。

（9）再度の入札において、初度の入札の最低価格を上回る価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加できない。

（10）3回までの入札で予定価格以下の入札者がいない場合は入札の執行を取りやめる。

(11) 落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがある。

落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。

落札候補者となった者については、「2入札に参加する者に必要な資格」に記載する入札参加資格について審査し、落札者を決定する。

審査の結果、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

(12) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知する。

7 落札決定の取り消し

入札参加資格確認申請書の提出期限から開札の時点までの期間に、落札者が「2入札に参加する者に必要な資格」の要件を満たしていないことが判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第92条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、規則第93条に規定する担保の提供をもって代えることができる。また、規則第92条第2項に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、納付期限に間に合うように、メールで入札保証金納付申出書を提出すること。また、メール送信後に電話連絡をすること。

送信先アドレス：gakkoukyoiku@town.tabuse.yamaguchi.jp

入札保証金は開札終了後に還付又は返還する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当する場合を除き、契約を締結した後において還付又は返還する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、規則第119条に規定する担保の提供をもって代えることができる。また、規則第118条第2項に該当する場合は免除する。

9 契約条項

別添「委託契約書（案）」による。

10 資格審査の方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

11 入札の中止等

不正な入札があると認めたとき、又は天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格がない者が入札したとき。

イ 入札金額が予定価格を超えるとき。

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、または入札金額が判読できないとき。

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき。

- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

1.3 その他入札に関し必要な事項

(1) 仕様書等の入手場所

- 田布施町ホームページからダウンロード
 - ・仕様書
 - ・入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - ・暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
 - ・参加資格に係る申立書（様式第3号）
 - ・入札書（様式第4号）
 - ・委任状
 - ・辞退届
 - ・質問票
 - ・入札保証金納付申出書

(2) 質問の受付期間及び受付場所

①受付期間：公告日から令和8年2月6日（金）17時まで

②受付場所：15 事務局

③質問の提出方法：

質問事項を所定の様式（質問票）により作成し、メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また、メール送信後に電話連絡をすること。

送信先アドレス：gakkoukyoiku@town.tabuse.yamaguchi.jp

④質問に対する回答：

令和8年2月12日（木）までにメールで回答する。また、必要に応じて町ホームページで公開する。

(3) 契約締結日

落札者は、落札決定の日から7日以内（入札日、休日を除く）に契約を締結すること。

1.4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、田布施町財務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (5) 提出された入札関係書類は返却しない。
- (6) 提出された入札関係書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。
- (8) 契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本件に係る予算が措置されない場合は、変更契約の締結、または契約の解除を行う。なお、変更契約の締結又は契約の解除により受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わない。

1.5 問い合わせ先（事務局）

田布施町教育委員会学校教育課

住所：山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

電話：0820-52-5812

E-mail：gakkoukyoiku@town.tabuse.yamaguchi.jp